

令和 7 年高島市教育委員会
第 6 回 定 例 会 議 事 日 程

日 時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）
午後 2 時 0 0 分
場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和 7 年第 5 回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 報告
報告第 1 1 号 高島市外国語指導助手住居費補助金交付要綱の廃止について

報告第 1 2 号 高島市立図書館の開館時間の変更について

報告第 1 3 号 令和 7 年 6 月高島市議会定例会一般質問の概要について
5. 今後の日程
令和 7 年教育委員会第 7 回定例会
日時：令和 7 年 7 月 2 2 日（火）午後 2 時 0 0 分
場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和 7 年 第 6 回 定例会 座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			川原林 教育指導部長	
吉原 教育総務部 次長	橋本委員		高木委員	保木 教育指導部 次長	
中川 教育総務部 次長				保木 学校教育課長	横井川 学校給食課長
前田 教育総務課長	地村委員		森委員	上原 学事施設課長	加藤 市民スポーツ 課長
山本 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	林 教育総務課 参事
佐藤 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主任
入口	傍聴席				入口

報告第 1 1 号

高島市外国語指導助手住居費補助金交付要綱の廃止について

令和 7 年 6 月 9 日に別紙のとおり高島市外国語指導助手住居費補助金交付要綱（平成 1 8 年高島市告示第 7 号）が廃止されたので報告する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之



高島市告示第98号

高島市外国語指導助手住居費補助金交付要綱（平成18年高島市告示第7号）
は、廃止する。

令和7年6月9日

高島市長 今 城 克 郎



報告第 1 2 号

高島市立図書館の開館時間の変更について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成 1 9 年高島市教育委員会規則第 3 号）第 4 条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり高島市立図書館の開館時間の変更を決めたので報告する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1 開館時間を変更する施設名および日時

安曇川図書館

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）午前 1 0 時から午後 9 時まで

2 変更理由

子どもを対象にした夏休みイベント「ちょっとこわ〜いおはなし会」の開催のため

3 利用者への周知の方法

市広報誌（8 月号）、ホームページ、防災行政無線、休館予告ポスターの施設内掲示およびチラシの設置

その他、各館での貸出および返却の際に個別のお知らせにより周知をする。

報告第13号

令和7年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和7年6月高島市議会定例会一般質問について、別紙のとおり教育委員会に関する答弁結果を報告する。

令和7年6月25日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

令和 7 年 6 月 高島市議会定例会
一般質問通告事項および答弁者一覧表

氏 名	質問事項	答弁者
清水 大粋 議員	大溝城築城 450 周年と戦国時代 に関するロケーション	教育総務部長
是永 宙 議員	児童生徒の下校時の熱中症予防と 安全確保について	教育総務部長 教育指導部長
吉里 浩恵 議員	若者の定住率を上げるための教育 事業について	教育指導部長 教育総務部長
福井 節子 議員	マキノ小学校の統廃合と新築は一 旦立ち止まり、協議を尽くして	教育指導部長 教育総務部長
松木 純子 議員	マキノ地域の 3 つの小学校統合と 新設について	教育指導部長 教育総務部長
	作業療法士・理学療法士などの専 門職を積極的に取り入れた新しい 学校の取り組みについて	教育指導部長
森脇 徹 議員	市場任せの米政策を転換し、生産 増と消費価格安定の農政へ	教育指導部長
	小規模校で学ぶ児童生徒を軸に考 える高島の教育を	教育指導部長

清水議員

(質問番号 1) 大溝城築城 450 周年と戦国時代に関するロケーション

- | |
|--------------------|
| 1 大溝城築城 450 周年に向けて |
| 2 大溝城址を含む歴史建造物の管理 |

教育総務部長答弁

(答) 清水議員の質問番号 1 の 1 点目および 2 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「大溝城築城 450 周年に向けて」についてでございますが、本市勝野に所在する大溝城跡は、織田信長が築かせた水城として知られ、重要文化的景観「大溝の水辺景観」の重要な構成要素、そして天守台の石垣部分は、市指定史跡であります。これまで遺構を確認するための調査のほか、昨年度には築城当時の姿を再現する CG 映像を作成し、復原修理を行った大溝陣屋総門内で上映し、多くの来訪者の皆さんに古（いにしえ）の大溝城の姿を実感いただいています。

その築城は 1578 年とされ、3 年後の 2028 年には築城 450 周年という大きな節目を迎えますことから、大溝陣屋総門の指定管理者であります「大溝の水辺景観まちづくり協議会」と、昨年度から記念事業の実施体制や企画内容について、担当者間で協議を始めているところでございます。

現時点では、記念イベントや連携先などの具体的な計画には至っておりませんが、安土城でのプレイベントの情報収集を行い、そのうえで安土城をはじめとする県内の水城の関係団体や自治体、さらには県との連携も視野に入れながら、まちづくり協議会への情報提供や共有を進めてまいります。

市としましては、関係自治体等と、まちづくり協議会をつなぐ役割を果たしながら、地域主体の自発的な取組みを後押ししていきたいと考えております。

また、来年放送予定の NHK 大河ドラマ『豊臣兄弟！』では、本市ゆかりの人物や場所が登場することも予想されますことから、市では、こ

うした機会を地域の歴史への関心を高める絶好のチャンスと捉えており、中江藤樹・たかしまミュージアムでの展示や情報発信のほか、関連する講演会の開催などにも取り組んでまいります。

最後に、2点目の「大溝城跡を含む歴史的建造物の管理」についてでございますが、現在、天守台跡の草刈り等の環境整備につきましては、地域のまちづくり団体や、史跡案内ガイドの皆さまの協力のもと定期的に草刈りを行っていただいております、こうした地域の皆さまの熱意とご尽力に支えられ、天守台跡およびその周辺環境が一定維持されているところであります。

しかしながら、天守台跡は市が所有する市指定史跡であり、その保存・管理は、市の責任において適切に行うべきものでありますことから、今後は、これまでの地域との連携を大切にしつつも、市が主体的に定期的な草刈り等の環境整備を実施してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

イベントのあり方としては、市を中心として各関係機関や関係各市町との調整連携をとることが重要だと考えるかどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。イベントのあり方として市町を中心として調整連携の重要性の見解についてでございますが、今後の取組みにあたっては、本市が県内の関係協議会や関係自治体と調整連携を図ることは、共通の課題を抱える自治体の最新の取組みや情報を取り入れることで、効果的に活用することにより、築城450周年を記念するイベントを、より効果的に展開できるのではないかと考えます。

市としましては、こうした役割に努めてまいりたいと思っておりますし、現在、地域で自発的に検討されている内容については、その思いを大切にしながら、組織のあり方など具体的な手法を引き続き検討してまいりたい

いと思います。

(再質問)

安土城、坂本城、長浜城、大溝城の4城の関係各市町との連携をとれば、県をも巻き込んだ大きな事業ができると考える。4城にかかわる市町や関係協議会と連携をとることに関してはいかがか。

教育総務部長答弁

(答) 4城の関係各市町の連携によりましての件と、県を巻き込んだ事業展開についてのご質問でございますが、大溝城が織田政権の城郭ネットワークを形成する4城のうちの一つであることは、一部の資料等には載っているものの、一般的にはあまり知られていない歴史的な事実であります。

まずは、安土城450周年を契機に、関係4市や関係協議会が相互連携を図り、広域的な取り組みを行うことは、大溝城跡の歴史的価値を広く発信する絶好の機会になると考えます。

また、4市が連携し、お互いのイベントを応援し合うことや、県への働きかけができれば、県を巻き込んだ事業展開への期待もできるものと考えております。

(再質問)

中江藤樹・たかしまミュージアムを通じ、大溝城跡を含めて市民の方に地域の良さを知っていただくことが重要であるが、マスコミを巻き込むなども踏まえて、市は広報戦略をどのように考えているか。

教育総務部長答弁

(答) 中江藤樹・たかしまミュージアムを通じて市民の方々に地域の良さを知っていただく重要性のご質問かと思えます。地域の歴史や文化の価値を発信し、市民に地域の良さを知っていただくために、令和5

年度から文化財の拠点施設として中江藤樹・たかしまミュージアムの施設整備に取り組み、展示内容の整理や充実を図ってまいりました。

今後、このミュージアムについては、市民はもとより、市外の方々にも知っていただき、入館いただくことが、次の課題であり、そのためには、広報戦略は極めて重要であると考えております。

まずは、館内で見ていただいている映像のダイジェスト版をユーチューブで発信するなど、SNSの積極的な活用を予定しているところですが、幅広い層への発信には、やはりテレビやラジオで取り上げられることが効果的と考えております。

(再質問)

中江藤樹・たかしまミュージアムを中心に各地の個別具体的な歴史にアクセスできるよう、リーフレットや案内板などがミュージアムを含め、市内の歴史に関係する各所にあるとよいと考えるがいかがか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。ミュージアムを中心に市内の歴史にアクセスする呼び水となるリーフレットや案内板についての見解ですが、市内の中江藤樹・たかしまミュージアムの設置目的は、「郷土の歴史および文化の情報発信等により、教育、学術および文化の発展ならびに郷土愛と誇りを育む施設」であります。

この目的の実現には、ミュージアムの施設内だけではなく、歴史に係る場所を実際に見ていただくことが重要です。

そのためにも市内各地に点在する様々な形態の文化財にアクセスできるよう、リーフレット等の設置のほか、歴史の舞台や場所などを紹介する学芸員の役割にも大いに期待を寄せているところです。

併せて、大溝陣屋総門や市内の文化財関係施設での、リーフレットや説明板を適切に更新していきたいと考えています。

(再質問)

大溝城跡の草刈りは頻度によって労力や管理のしやすさが改善されと考えられることから、草刈りの頻度を上げることは考えているか。

教育総務部長答弁

(答) 草刈りの頻度をどのように上げていくのかですが、地域の貴重な文化財は地域ぐるみで維持し、活用していくことが重要ですし、地域の皆さまが負担になりすぎないよう持続可能な方法で取組めることが大切であると考えます。

そのためにも、地域との協働による管理作業とは別に、市による管理作業としまして、他に市が所有・管理している文化財と同等程度の管理作業を委託により追加し、全体として年間の作業回数を増やし、持続可能な取組みにつなげてまいりたいと考えております。

【担当：教育総務部 文化財課】

是永議員

(質問番号 1) 児童生徒の下校時の熱中症予防と安全確保について

- 1 「こども 110 ばんのおうち」の設置状況について
- 2 子どもが駆け込んできた際の緊急連絡体制の検証と協力者への情報提供や研修について
- 3 児童生徒への周知と理解促進について
- 4 「110 ばんのおうち」の表示が子どもに見やすい設置となっているかと、協力者への意向確認について
- 5 下校時における熱中症予防に関してどのような対策をしているか
- 6 特定の暑さ指数・WBGT 値を超えた場合の下校時刻の変更や部活動の中止基準など、客観的な指標に基づいた判断基準を設けているか

教育総務部長答弁

(答) 是永議員の質問番号 1 の 1 点目から 4 点目までのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「こども 110 ばんのおうち」の設置状況についてでございますが、本市における「こども 110 ばんのおうち」の登録件数は、令和 6 年度末時点で 667 件となっており、5 年前と比較して約 30 件減少しております。全国的には、共働き世帯の増加や高齢化の進行により担い手が減少し、10 年間で約 25% の減少が報告されている中、本市では、ほぼ同数を維持しており、地域の方々のご理解の賜物であると考えております。

また、地域ごとの偏りについては、設置が市からの依頼ではなく、地域の方々の自発的な申し出によるものでありますことから、偏りの具体的な状況についての答弁は差し控えさせていただきますが、引き続き、市内全域におきまして増設に向けて呼びかけを行ってまいります。

次に、2 点目の子どもが駆け込んできた際の緊急連絡体制の検証と協力者への情報提供や研修についてでございますが、協力者は約 700 名

と非常に多く、皆さまに一律に研修の機会を設けることは、現実的に難しく、実施には至っておりませんが、市では協力者の皆さまには個別に、その必要性・役割、子どもが避難しやすい環境づくりや通報方法などを記載した対応マニュアルと、目印となるコーンを一緒に配付しながら説明を行っております。

今後におきましても、新規に登録いただいた際には、引き続き、丁寧な説明を行い、安全安心な地域づくりにご協力いただけるよう努めてまいります。

次に、3点目の児童生徒への周知と理解促進についてでございますが、現在、各学校単位で独自の取組みを行っており、一例を申し上げますと、今津東小学校では、地域住民自治協議会と連携し、全校一斉下校の際にお店や事業所を知る機会が設けられています。また、スクールガードや民生委員・児童委員が同行された下校班では登録されている個人の方との顔合わせも行われています。

市としましても、このような取組みが他の地域にも広がるよう、各学校との連携強化を図るとともに、コーン設置場所の情報共有についてもデジタルの地図上に表示する方法なども検討してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の「110ばんのおうち」の表示が子どもに見やすい設置となっているかと、協力者への意向確認についてでございますが、市の対応マニュアルにおいて、コーンが子どもの目線で見える位置にあり、物陰にならないこと、破損や汚損がないことを確認いただくようお願いしており、不具合があった場合には、その都度、交換をさせていただいております。

協力者への意向確認については、2年に1度のサイクルで実施しており、今年度はその確認年にあたるため、継続の依頼通知と一緒に、対応マニュアルの配付を行う予定であります。また、新規協力者の募集については、市ホームページを通じて継続的な呼びかけを行っております。

教育委員会といたしましても、子どもたちの安全確保は最優先課題であることから、その手段の一つとして不審者情報メールの配信は極めて重要であると考えております。この情報メールについて、高島警察署との情報共有のあり方を見直し、より正確で迅速な配信ができるよう改善を図ったところでもございます。引き続き、子どもたちの安全確保に教育委員会一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

教育指導部長答弁

(答) 是永議員の質問番号1の5点目と6点目のご質問にお答えいたします。

まず、5点目の「下校時における熱中症予防に関してどのような対策をしているかについて」でございますが、小中学校におきましては、環境省および文部科学省から示されました「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考に、熱中症予防の対策に取り組んでいるところでございます。全教職員で熱中症とその予防について共通理解を図るとともに、児童生徒自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるよう指導を行う他、暑さ指数を基準とした運動や行動の指針を予め設定しているところでもございます。議員ご指摘の下校時の熱中症対策につきましては、各学校において、暑い日の下校時には、帽子の着用、日傘や冷却材等の使用を推奨するとともに、下校途中での水分補給を呼びかけております。また、暑さ指数に応じて、教職員が児童に付き添って下校するなどの対策を講じている小学校もございます。

最後に、6点目の「特定の暑さ指数・WBGT値を超えた場合の下校時刻の変更や、部活動の中止基準など、客観的な指標に基づいた判断基準を設けているかについて」でございますが、学校ごとに作成しております危機管理マニュアルにおいて、環境省および文部科学省で

作成されました「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等を参考に、暑さ指数・WBGTに応じた運動や各種行事の指針を設定しております。児童生徒の活動場所における暑さ指数・WBGTを測定する必要がありますことから、各学校では、屋外、運動場、玄関等にWBGT測定器を設置しており、運動制限や警戒を要する場合には、下校時刻の変更や部活動の中止など、状況に応じた適切な対応に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

熱中症対策として、下校時刻を繰り下げることがしているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。各校におきましては、状況に応じて熱中症対策としまして、下校時刻を変更することもございます。実際に昨年度、小学校において、低学年等の下校時に暑さ指数・WBGT値の基準を超えていたため、数値が下がるまで学校で待機して、高学年とあわせて集団下校するように下校時刻を変更した事例がございます。

以上でございます。

(再質問)

「110 ばんのおうち」と連携した熱中症対策をさらに進めることはできないか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。「こども 110 ばんのおうち」で「クールスポット」としての取組みができないかでございますが、「こども 110 ばんのおうち」は、犯罪などの緊急事態だけではなく、健康上の緊急時におきましても、子どもたちが一時的に避難できる場所として、今後、こうした役割が期待されるものと考えております。

現在の役割におきましても、犯罪のみならず、けがや自然災害などの被害も含まれますことから、事件性がない場合でも子どもの SOS には、思いやりを持って接していただくようお願いをしているところでございます。

対応マニュアルの中にも、事件性がない場合の事例として、「雨がやむまで待たせてほしいや雷が怖い」といった場合の SOS にも対応していただくようお願いしているところであり、熱中症は厳密には、自然災害ではございませんが、近年の気温上昇は、もはや災害といえるレベルではないかと考えます。子どもの安全安心のための重要な取組みの一つとして、対応していただけるようにと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

吉里議員

(質問番号 1) 若者の定住率を上げるための教育事業について

- 1 市内の教育環境と若者の進路動向について
 - ①市内中高生の進学・就職に関する実態と分析結果
- 2 若者の定住を促す教育的アプローチについて
 - ①地元企業や農業・観光業と連携したキャリア教育や職業体験の取り組みの現状と課題
 - ②「ふるさと教育」や地域理解を深める学習活動の実施状況と今後の展望
 - ③若者の地域活動・起業支援に資する教育プログラムの整備状況
- 3 地元企業との連携制度の構築について
 - ①地元企業と学校が連携して実施するインターンシップ・職場体験・企業見学の制度化
 - ②市が仲介・支援する「地域産業×教育」のマッチングの仕組みづくりの現状と展望
 - ③将来的に就職・定住につながる「高島型デュアル教育（教育と実務の融合）の可能性
- 4 奨学金制度によるアプローチについて
 - ①将来的なUターン・定住促進を目的とした市独自の奨学金制度の現状と課題について
 - ②給付型・返済免除型などの奨学金制度の導入・拡充の検討状況について
 - ③奨学金の給付と地域貢献を連動させる仕組みの検討について
- 5 今後の教育施策の方向性について
 - ①若者が「高島で学び、高島で暮らす」未来を描ける教育環境づくり
 - ②小中高一貫して「地域とつながる学び」を育むカリキュラムの導入の可能性
 - ③教育委員会・地域住民・企業・保護者等が連携した教育コミュニティ形成の取り組み

教育指導部長答弁

(答) 吉里議員の１点目の１項目目、２点目、３点目および５点目のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の「市内の教育環境と若者の進路動向について」の１項目目「市内中高生の進学・就職に関する実態と分析結果について」でございますが、市内における中学生の卒業後の進路状況につきましては、ほとんどの卒業生が高等学校等に進学をしており、就職を選択する卒業生はごく少数となっております。近年、市外の高等学校等に進学する卒業生の割合が約３割となっておりますことにつきましては、県立高等学校への入学制度が全県一区となっておりますことや、中学校卒業後の進路先の選択肢が広がりつつある中で、自らの人生設計に沿った進路選択をしていることなどが要因であろうと考えているところでございます。なお、高校生の進路状況につきましては、現状は把握しておりません。

次に、２点目の「若者の定住を促す教育的アプローチについて」の１項目目の「地元企業や農業・観光業と連携したキャリア教育や職業体験の取り組みの現状と課題について」でございますが、市内の全中学校におきまして、主に２年生の学習活動の中で、地元の事業所の方々のご協力をいただき、５日間を基本としました職場体験学習に取り組んでおります。就労体験を通して、働くことの厳しさとともに、喜びややりがいを味わい、正しい職業観を身に付けることを目的としたものであります。生徒たちにとりましては、地域の方々との触れあいを深める絶好の機会ともなっております。課題といたしまして、ご協力いただく事業所の開拓や実施時期等の調整などがございますが、地域学校協働活動推進員の方々のご支援をいただきながら、実施しているところであります。

次に、２項目目の「「ふるさと教育」や地域理解を深める学習活動の実施状況と今後の展望について」でございますが、小学校では、市内の施設や事業所等の見学を通して、社会のしくみを学ぶ機会を設けて

おります。また、中学校では、総合的な学習の時間を活用しまして、地域社会における課題について、探究的な学習に取り組んでいる学校もございます。

今後も引き続き、学校運営協議会や地域学校協働本部の皆さまにご支援いただきながら、学校独自で策定しております「学校・地域連携カリキュラム」をもとに、豊かな自然を生かした体験活動、郷土の風土や歴史を学ぶ学習、先輩や地域で活躍されている大人との対話などの充実を図り、地域に愛着をもち、将来地域に貢献しようとする人材の育成に努めてまいります。

次に、3項目目の「若者の地域活動・起業支援に資する教育プログラムの整備状況について」でございますが、小中学校においては、社会的な自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度の育成が求められております。社会の変化に流されることなく、直面する様々な課題に柔軟に対応する力を身に付けることが大切であり、生きる力を高めることが、若者の地域活動や起業支援につながるものと考えているところでございます。

小中学校では、学校ごとに、児童生徒の発達段階や実態に応じたキャリア教育の推進に計画的に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の「地元企業との連携制度の構築について」の1項目目の「地元企業と学校が連携して実施するインターンシップ・職場体験・企業見学の制度化について」でございますが、全ての中学校におきまして、毎年地元の事業所の方々のご協力を得て、計画的に職場体験学習を実施しております。地元企業の見学につきましては、小中学校で作成しておりますキャリア教育推進計画をもとに、市内で協力を得られた事業所での見学などの学習活動を行っているところでございます。インターンシップにつきましては、高校での職場体験となりますことから、現状は把握しておりません。

次に、2項目目の「市が仲介・支援する「地域産業×教育」のマッチングの仕組みづくりの現状と展望」および、3項目目の「将来的に

就職・定住につながる「高島型デュアル教育（教育と実務の融合）の可能性」についてでございますが、今後、小中学生の発達段階を十分に踏まえたうえで、地域と連携した体系的なキャリア教育の可能性につきまして、研究してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の「今後の教育施策の方向性について」の1項目目「若者が「高島で学び、高島で暮らす」未来を描ける教育環境づくりについて」でございますが、本市では、市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』を教育施策の基本方針としております。現在、小中学校において取り組んでおります「生きる力の育成」や「地域とともにある学校づくり」は、地域に誇りと愛着をもち、地域に貢献しようとする人を育てることにつながるものと考えているところであります。

次に、2項目目の「小中高一貫して「地域とつながる学び」を育むカリキュラムの導入の可能性」についてでございますが、本市では、全ての中学校区におきまして、15年前から特色ある小中一貫教育の推進を図っているところであります。また、中高の連携を深めるため、高校教員による出前授業や1日体験入学なども行われております。小中高をつなぐ系統的な「地域とつながる学び」につきましては、校種間の教育課程や児童生徒の実態を踏まえたうえで、今後研究してまいりたいと考えております。

最後に、3項目目の「教育委員会・地域住民・企業・保護者等が連携した教育コミュニティ形成の取り組みについて」でございますが、各小中学校におきましては「学校運営協議会」を設置しており、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員の方々に、委員としてご協力いただき、学校運営に参画をしていただいているところであります。今後も、さらなる推進を図り、地域とともにある学校づくりの取り組みを進めることが、教育コミュニティの形成につながるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

教育総務部長答弁

(答) 吉里議員の４点目のご質問にお答えいたします。

まず、１項目目の「将来的なＵターン・定住促進を目的とした市独自の奨学金制度の現状と課題について」でございますが、市独自の奨学金制度については、若者が経済的な理由により高校や大学等への進学を断念することがないように支援することを目的に、３つの育英資金を設け、無利子で貸付けを行っております。

現状につきましては、令和６年３月に昨今の物価高騰による家計への影響を踏まえ、貸付額の増額や入学時の一時金の創設、さらに返還期間の延長など、支援内容の充実を図ったところであります。

また、より多くの若者に利用していただけるよう制度の魅力向上などを目的に、奨学金の一部返還免除制度および企業等による代理返還制度も新たに導入しており、特に一部返還免除制度では、大学等を卒業後に、市内に定住し、市内で就業された方には、一定条件を満たすことで返還額を２分の１にする仕組みとしております。これによる奨学金の利用促進とともに、Ｕターンや定住促進に貢献できているかを継続的に検証してまいりたいと考えております。

今年度から新制度による貸付けを開始しており、貸付予定者２３人に順次貸付を行っております。また、来年度分の募集受付は６月９日から開始し、市内の高校や近隣の高校への周知を行うとともに、広報誌やホームページを通じた広報活動を行っております。

次に、２項目目の「給付型・返済免除型などの奨学金制度の導入・拡充の検討状況について」でございますが、新制度におきまして、奨学金の魅力向上の一環として一部返還免除制度を導入し、支援内容の充実を図っております。

そのため、まずは、この新制度の運用を丁寧に見直ししていくことが重要であると考えており、給付型や返済免除型のさらなる拡充について、

現時点では予定しておりません。

最後に、3項目目の「奨学金の給付と地域貢献を連動させる仕組みの検討について」でございますが、本市の奨学金制度は、経済的な理由により学生が進学をあきらめることなく、安心して学べるよう支援することを目的としており、無利子で貸し付けることで、将来の返還負担を軽減し、教育の機会を平等に提供する仕組みであります。

また、学費や生活費を確保するために長時間のアルバイトをしなければならない状況を軽減し、学業に専念できるようサポートすることも重要なねらいとなっております。

そのため、奨学金と地域貢献活動を組み合わせる仕組みにつきましては、活動を義務的と受け取られる可能性があるほか、学業との両立が難しくなることや、学生に過度な負担感を生じさせるおそれがあることから、現時点では、こうした仕組みの導入は検討しておりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

地域企業や行政、地域団体と連携し、進学予定者向けのインターンシップ制度や地域活動参加制度を拡充整備し、それらを奨学金制度とともに、柔軟に連携させるお考えはないのか。若者が進学後も地元との繋がりを持ち続け、将来的なUターン・定住のきっかけになるような仕組み作りが必要と考えるかどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。地域貢献活動と奨学金を連携で、地元との繋がりを続けることについてのご提案かと思います。

まず、市との繋がり関係でいいますと、現行の制度におきましても、奨学生が卒業後、市外にお住まいになられましても、長い方では高校、大学の貸付期間の7年間と卒業後の返還期間15年、トータルで22年間は当市と繋がることになります。

インターンシップ制度や地域貢献活動の取組みは、学生が実際の職場や地域社会での活動を通じて、将来の職業選択やキャリア形成のための貴重な体験であるとは考えます。

これらと奨学金の連携のご提案ですが、この連携の意味を貸付条件にすることであったり、あるいは貸付基準の緩和など想定をされていると捉えますと、繰り返しになりますが、奨学金と地域貢献活動と連動する仕組みにつきましては、地域貢献活動を義務的に受け取られる可能性があるほか、学業との両立が難しくなることや、学生に過度な負担感を生じさせる恐れがあること、さらに、初問でもお答えしましたが、本年度から新制度での貸付けを利用いただく学生は23人でございます。この人数は安定的にお貸しできる想定人数を上回っている状況でございます。これは昨今の物価高騰の影響で、家計での進学に対する費用の負担感が、かなり高まっているものと分析もしております。そして、この傾向は今後も続くものと予想もしております。

このような状況の中で、限られた基金という財源を考慮しますと、まずは、真に経済的な理由で、進学が困難な学生への支援の充足を最優先にすべきものと考えており、こうした地域貢献活動との連動・連携については考えておりません。

以上でございます。

(再質問)

若者全体の地域定住に向けたアプローチとして、市内高校生全体を対象とした地元定住促進型奨学金制度の創設を検討できないか。定住就職を条件とした給付または返還免除の仕組みにより、若者の戻る動機を育むことができると考えるかどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。大学生の戻る動機のために、現在の奨学金制度はやや限定的であるから、定住を対象とした拡充制度にできないか

というご質問かと思えます。

繰り返しになりますが、今年度から23人の貸付を開始しております、この貸付状況が増えている要因は、昨今の物価高騰の影響で、家計での進学に対する費用の負担感がかなり高まっているという分析をしております。

このような状況の中で、議員ご提案の定住促進を目的とした対象の充実、新制度の創設につきましては、限られた基金という財源を考慮しますと、まずは、真に経済的な理由で進学が困難な学生への支援の充実を最優先にすべきものと考えており、定住対象の拡充の検討については考えておりません。

以上でございます。

(再質問)

若者全体を対象とした地元定住促進型奨学金の創設について、必要か必要でないか、どちらか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。若者定住に対応した奨学金制度が必要か必要でないかというご質問でございます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、限られた基金という財源の中で、この制度は成り立っております。

当然、潤沢に財源があれば、そういった制度の創設もしていければ本当にいいかと思いますが、先ほどの繰り返しになりますが、今現在の貸し付けている人数は、安定的に貸付できる想定人数を遥かに上回っている状況でございます。

このような状況が今後続く、あるいはますます増えてきますと、10年以内に経済的な理由がある学生に対しても、貸付ができなくなる可能性もございますので、まずは、真に必要な学生のために、この奨学金を充足させたいという思いでございます。

以上でございます。

(再質問)

財源があれば、この施策は必要だと思われるか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。この三つの基金は、これまで寄付者のお金で基金を造成しております。例えば、充足な寄付者でたくさんの寄付がいただけて、地域の学生が何人も貸し付けられるような状況であれば、そういった制度も必要かと考えます。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：教育総務部 教育総務課】

福井議員

(質問番号 2) マキノ小学校の統廃合と新築は一旦立ち止まり、協議を
尽くして

- 1 丁寧な説明と住民の理解を得る手立ての必要性について
- 2 3 小学校の統合等の決定事項はどこで協議されたのか
- 3 廃校後の跡地利活用を基本方針に記載することが一般的ではないか。旧マキノ北小学校の跡地活用が地域住民の思いと離反していることを検証しているか
- 4 統合する新小学校校舎建設費と 3 小学校の 1 校を改修しての開校費用の比較について

教育指導部長答弁

(答) 福井議員の質問番号 2 の 1 点目と 2 点目、および 4 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「丁寧な説明と住民の理解を得る手立ての必要性について」および、2 点目の「3 小学校の統合等の決定事項はどこで協議されたのか」のご質問は関連がございますので、併せてお答えいたします。

児童数の減少や学校施設の老朽化といった課題を踏まえ、将来にわたり持続可能で、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するためには、マキノ地域の小学校の統合は必要不可欠であるとの判断に至り、再編基本方針を策定したものでございます。

これまでの保護者からの要望などの経緯からも明らかなように、統合の是非を一から議論するための協議会を設置する段階はすでに終えており、今後は基本方針に基づき、よりよい学校のあり方や、具体的な開校準備を進めていく段階にあると考えております。

なお、基本方針の策定にあたりましては、市議会全員協議会で説明させていただいた後、小学校やこども園の保護者の皆さま、区長・自治会長さま、住民自治協議会の皆さま、学校関係者の皆さまなどを対象に、

基本方針（案）を説明させていただくとともに、忌憚のないご意見をいただき、その後、アンケートやパブリックコメントを実施するなど、さまざまな機会を通じて地域の皆様のご意見を丁寧に伺いながら進めてまいりました。こうしたご意見の中に図書館の併設のご要望やご提案もあったことから、現在、開校準備協議会で検討をしているところであり、決定事項ではありません。開校準備協議会の様子は、協議会だよりで保護者やマキノ地域の皆さまに周知しているところでございます。

最後に、4点目の「統合する新小学校校舎建設費と3小学校の1校を改修しての開校費用の比較について」でございますが、1つの学校に統合する場合に新たな場所に新築するのか、既存の小学校を改修するのかについては検討課題の1つでありました。

新築と改修の両方の費用面を検討したところ、概算ではございますが、マキノ中学校の横に新築する場合と老朽化がすすむ3つの小学校のいずれかを改修する場合の経費について、工事にかかる費用、工事中の仮設校舎および全域のバス通学を想定した通路や乗降場所の確保にかかる費用、さらには国の有利な補助金制度の活用を含め、市の実質負担額は新築費用と改修費用とでは、大きく変わらないものと算定しましたことから、新築案を採用したところです。

本市では、全ての中学校区において、15年前から学区独自の小中一貫教育を推進し、9年間の学びの連続性を大切にしながら、知・徳・体の育成を図ってきております。

マキノの新小学校においては、これまでの中学校区における小中一貫教育の取り組みを継承しながら、既に小中が隣接している中で、小中一貫教育を推進してきた高島学園の実践を参考にして、さらなる小中一貫教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

教育総務部長答弁

（答） 福井議員の質問番号2の3点目のご質問にお答えいたします。

まず、「廃校後の跡地利活用を基本方針に記載することが一般的ではないか」についてでございますが、小中学校再編基本方針案の策定にあたっては、児童生徒数の推移や教育環境の確保、通学距離といった教育的観点から検討されるものであります。一方で、跡地の利活用については、地域のまちづくりや公共施設のあり方など、教育以外の視点も含めて幅広く検討すべき課題であり、関係部局が連携して進める必要があります。

そのため、再編と利活用を同時に議論することは、目的や関係者が異なることから適切ではなく、それぞれの議論を段階的に整理して進めることが適切で、円滑な合意形成につながるため、基本方針には跡地利活用に関する具体的な計画は記載しておりません。

なお、跡地の具体的な計画につきましては、仮称ですが、各旧小学校利活用検討協議会を設置し、協議いただく予定をしておりますことから、その協議会の設置時期や構成員などのあり方については、開校準備協議会の通学・学校運営支援部会において、慎重に検討を進める予定でございます。

次に、「旧マキノ北小学校の跡地活用が地域住民の思いと離反していることを検証しているか」についてでございますが、旧マキノ北小学校に限らず、いずれの閉校の跡地利活用におきましても、地域の皆さまの思いを大切にしながら取り組んでおります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

いろいろな意見が出せてそれぞれの意見が聞ける、関係者や住民が参加できる「説明会」が必要だったのではないか。その説明会で、市の考えや教育委員会の考えをしっかりと伝える、その努力が足りないのではないかと思うがどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。統合、新築ありきを前提としました説明会の

開催ではなく、具体的な基本方針（案）を示させていただき、忌憚のないご意見をいただくために、対象ごとに幾度となく説明会を開催させていただきました。3つの小学校を1つに統合する基本方針（案）でありましたことから、3地域の意見交流をしていただくことが重要であると考え、3小学校区および、こども園も含め、合同の説明会を開催させていただいたところであります。

以上でございます。

（再質問）

統合された場合、3小学校は解体されることなく、跡地利用について協議会をつくって議論していくということか。3校ともそれなりに年数が経過しており、公共施設再編の立場からすると、普通財産として維持される保証はないのではないか。

教育総務部長答弁

（答）お答えいたします。2点ご質問をいただいたかと思えます。

1点目は、跡地利用の検討のための協議会が立ち上がるまでに、解体することはないかというご趣旨の質問が一つと、経年している学校である中で、普通財産として維持されるか、というこの2点かと思えます。

まず、跡地利用のための協議会の立ち上げの時期につきましては、開校準備協議会の意見も伺ったうえで、決定することになりますので、現時点では決まっておりませんが、教育委員会の想定では、閉校になるまでに協議会を立ち上げまして、協議を進めていきたいと考えておりますので、当然に、地域の皆様のご意見を聞かない段階、あるいは何の根拠もない段階で、解体するということは考えておりません。

2点目の普通財産のことでございますが、これまでから小学校の統合により閉校となりました小学校につきましては、普通財産として地域の活性化や発展につながるよう、市で適切に管理しているところでございます。

以上でございます。

(再質問)

統合についての「国の補助金」ですが、新築では何%で、改修では何%か。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。国の補助金につきましては、新築の場合は補助対象となる経費の1/2で50%、改修の場合は補助対象となる経費の1/3で約33%になります。

以上でございます。

(再質問)

経費を比較できる資料は今後提示していただけるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。マキノ中学校隣接敷地に新設する場合と3小学校いずれかひとつを改修する場合の費用比較につきましては、現在いつとまでは決定していませんが、しかるべきタイミングで公開させていただきます。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学事施設課・学校教育課】

【担当：教育総務部 教育総務課】

松木議員

（質問番号 1）マキノ地域の 3 つの小学校統合と新設について

- 1 小学校の新設の経緯について
- 2 既存校舎の改装費用と新築費用の比較検討について
- 3 今後の少子化進行の中での高島市全域の教育環境や将来展望について
- 4 旧マキノ北小学校や、今後廃校となる校舎の利活用について

教育指導部長答弁

（答）松木議員の質問番号 1 の 1 点目から 3 点目までのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「小学校の新設に至るまでにどのような議論や検討が行われたのかについて」でございますが、本来、学校では、児童生徒が、集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要なことであり、小中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望まれるところであります。

マキノ地域におきましては、これまでからも 1 つに統合すべきではないかというお声をいただいております。今後、複式学級を編制せざるを得ない状況が続きますことが予想されます「マキノの東・西・南の 3 つの小学校」を、1 つに統合しまして、マキノ中学校の横に、新たな校舎を新築し、令和 10 年 4 月を目途に、仮称「マキノ小学校」を開校させていただくという基本方針（案）を、令和 6 年 4 月の教育委員会において策定いたしました。

小学校統合に向けて、具体的な基本方針（案）を示さなければ、保護者や地域の方々からのご意見をいただくことは難しいであろうという判断から策定させていただいたものでございます。

基本方針（案）の策定にあたりましては、教育委員会におきまして、通学手段、財政負担、安全安心な環境、学校と地域をつなぐ拠点、誇り

と愛着をもてる学校など、様々な観点から十分検討させていただき、学校関係者からの思いを踏まえ、子どもたちにとりまして、よりよい教育環境を整えることを最優先して考えたものでございます。

基本方針の策定までの経過につきましては、市議会全員協議会で説明させていただいた後、小学校やこども園の保護者の皆さま、区長・自治会長さま、住民自治協議会の皆さま、学校関係者の皆さまなどを対象に、基本方針（案）を説明させていただくとともに、忌憚のないご意見をいただき、その後、保護者アンケートやパブリックコメントを実施してまいりました。その過程の中で特に大きな混乱や強い反対もなく一定のご理解をいただいたものと考え、基本方針の策定に至ったものであります。

次に、2点目の「既存校舎の改装費用と新築費用の比較検討について」でございますが、1つの学校に統合する場合に新たな場所に新築するのか、既存の小学校を改修するのかについては検討課題の1つでありました。

新築と改修の両方の費用面を検討しましたところ、概算ではございますが、マキノ中学校の横に新築する場合と老朽化がすすむ3つの小学校のいずれかを改修する場合の経費について、工事にかかる費用、工事中の仮設校舎および全域のバス通学を想定した通路や乗降場所の確保にかかる費用、さらには国の有利な補助金制度の活用を含め、市の実質負担額は新築費用と改修費用とでは、大きく変わらないものと算定しましたことから、新築案を採用したところでございます。

最後に、3点目の「今後も少子化が進行すると予測される中での高島市全域の教育環境や将来展望について」でございますが、令和6年9月に策定いたしました高島市小中学校再編基本方針のとおり、今後の市全域の学校再編につきましては、現在のところ、旧町村ごとの行政区分が維持されておりますことから、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるため、現状の中学校区内での小学校の統廃合を検討することとしております。令和12年以降の学校再編の展望といたしましては、児童

生徒数の推移、地域のバランスや通学手段、地域とのつながりなど、総合的な観点からの検討が必要になるものと考えているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

教育総務部長答弁

(答) 松木議員の質問番号1の4点目のご質問にお答えいたします。

まず、「すでに廃校となったマキノ北小学校や、今後廃校となる校舎の利活用について」でございますが、旧マキノ北小学校は、平成27年3月の閉校後、いくつかの企業による利活用があったものの、いずれも撤退され、現在は具体的な計画はございません。今後も民間事業者等による利活用を目指してまいりたいと考えております。

次に、閉校予定の校舎の具体的な計画につきましては、仮称ですが、各旧小学校利活用検討協議会を設置し、協議をいただく予定をしておりますことから、その協議会の設置時期や構成員などのあり方につきましては、開校準備協議会の通学・学校運営支援部会において、慎重に検討を進める予定でございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

新設と決定する前にまずはいろいろな情報を提供して決定していくのではないのか。
--

教育指導部長答弁

(答) お答えします。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、マキノの小学校の統合につきましては、以前からお声をいただいております、具体的な方向性を示さなければ、保護者や地域の方々からの意見を伺うことは具体的な意見を伺うことは難しいだろうという判断から、子どもたちにとりましてよりよい教育環境を整えること、これを最優先にしまして、様々な視点から十分検討させていただいたところでございます。

以上でございます。

(再質問)

既存の校舎を直してそこに統合するという議論もされたと思うが、そのことに対してどのようにお考えか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮ですが、新築と改修の費用面の比較を行っております。

概算ではございますが、マキノ中学校の横に新築する場合と、老朽化がすすむ3つの小学校のいずれかを改修する場合の費用については、工事にかかる費用、工事中の仮設校舎および全域のバス通学を想定した通路、ならびに乗降場所の確保にかかる費用、国の有利な補助金制度を含めて、市の実質負担額は新築費用と改修費用とでは大きく変わらないと算定しまして、新築案を採用したところでございます。

以上でございます。

(再質問)

令和6年4月に議員に説明されたかと思うが、同じような説明であったか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。費用面について、そこまでは詳しく申し上げてはおりませんが、答弁した内容については、言わせてもらっています。

以上でございます。

(再質問)

口頭での説明ではわからないので、判断材料となるようなものをこれから提示していただきたいと思うがどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。マキノ中学校隣接敷地に新設する場合と3小学校

いずれかひとつを改修する場合の費用比較につきましては、現在いつとまでは決定していませんが、しかるべきタイミングで公開させていただきます。

以上でございます。

(再質問)

マキノの児童数が増えていくのは考えにくい中、何か施策はあるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。現時点におきましては、3小学校では複式学級を編制せざるを得ない状況が続くことから、1つの学校に統合することで子どもたちにとりましてよりよい教育環境を整えるための基本方針でございます。

隣り合う2つの学年の児童数の合計が16人以下の場合は複式学級の対象となりますが、現在のところ、当面は、単式での学級編成が可能であると想定しております。

以上でございます。

(再質問)

当面とはいつまでか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。出生数がわかる範囲でございます。

以上でございます。

(再質問)

既存の校舎を活用して統合した場合、1つ廃校利用を考えなくても済むという利点があると思うがどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。ご提案は、既存の3小学校の中から1校、只今は南小学校とおっしゃられたかと思います、そこに統合すれば、3校のうち南小学校の跡地の利活用を考えなくて済むから、その理由をもって新設を止めてはどうか、というご提案かと思います。小学校の新設につきましては、初問でもお答えさせていただきましたとおり、教育委員会におきまして、通学手段、財政負担、安全安心な環境、学校と地域をつなぐ拠点、誇りと愛着をもてる学校など、様々な観点から十分検討をさせていただき、さらには学校関係者からの思いも踏まえまして、子どもたちにとりまして、よりよい教育環境を整えることを最優先に考え、決定をしたものでございます。

こうした再編の検討と跡地利用の検討は、切り離して議論することが適切であると考えております。

これまで地域の説明会等でも、関心事項として、ご質問をいただきました。その際の廃校後の跡地利用のご意見も踏まえまして、地域の方々と一緒に、地域の皆さまに望まれる利活用を目指して、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課・学事施設課】

【担当：教育総務部 教育総務課】

松木議員

(質問番号 2) 作業療法士・理学療法士などの専門職を積極的に取り入れた新しい学校の取り組みについて

- 1 児童発達支援センター「エール」の作業療法士がどのような目的で対応しているかについて
- 2 学校における児童生徒の生活面での困り感に関する現場の状況や課題について
- 3 不登校の子どもやその家族への支援や対応の取り組み状況について
- 4 いじめ問題への対応策や予防策について
- 5 教員が授業に集中できる環境づくりのための専門家の導入について

教育指導部長答弁

(答) 松木議員の質問番号 2 のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の児童発達支援センター「エール」の作業療法士がどのような目的で対応しているかについてでございますが、小中学校において、発達支援が必要な児童生徒につきましては、その要因を探るため、保護者の方々と相談させていただき、了承を得た上で、児童発達支援センター「エール」等の専門機関や医療機関につなぐように努めております。特に、作業療法士相談については、身の回りのことに介助が必要な児童生徒や、物の取り扱いや集団遊びが苦手な児童生徒であっても、日常生活の自立性や自己効力感を高めることで、自宅や学校における日常生活や地域における社会活動を健やかに送ることができることを目的としております。対象は 0 歳児から就学期にある児童のうち、発達支援が必要な児童および保護者となっており、保護者からの相談について学校などを通して依頼し、作業療法士が自宅や学校を訪問し、日常生活や遊びの様子について行動観察を行い、運動発達を中心に助言や環境調整の指導が行われるものであります。

次に、2 点目の「学校における児童生徒の生活面での不安や悩みにつ

いて、実際の現場の状況や課題について」でございますが、各学校におきまして、日常の行動観察の他、アンケート調査や教育相談等を行い、児童生徒の不安や悩みなどの早期発見に努めているところでございます。また、保護者が直接学校に相談されるケースもございます。学校では、児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら、児童生徒の不安や悩みなどの解消に向けて、個に応じた適切な対応に努めているところであります。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家、さらには児童発達支援センター「エール」等の関係機関とも連携し、より専門的な状況把握を行うとともに、計画的な支援の充実を図ることもございます。

次に、3点目の「不登校の子どもやその家族への支援や対応について、どのような取り組みを行っているのか」でございますが、不登校の児童生徒の背景には、様々な要因がありますことから、個々の児童生徒や保護者の心情に寄り添いながら、継続的な個別支援を行っているところでございます。具体的には、学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しまして、不登校のきっかけや継続する理由の把握に努めるとともに、保護者とも密に連携をとり、不登校対応コーディネーターや学級担任、養護教諭を中心に全校体制で個に応じた支援の充実を図っているところであります。また、別室登校をする児童生徒への学習面や生活面での支援の充実を図るため、必要に応じて教育支援員を配置しているところでもございます。

学校外の居場所としまして、不登校児童生徒が通所する教育支援センター「スマイル」では、在籍校との連携を図りながら、個々の特性や課題に応じて、集団生活への適応や基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の相談・指導を行うことにより、社会的自立の支援をしております。また、教育相談・課題対応室におきましては、心理士や相談員による継続的なカウンセリングを通して、児童生徒や保護者の心情に寄り添いながら、継続的な支援を行っているところでございます。

次に、4点目の「いじめ問題への対応策や予防策について」でござい

ますが、高島市いじめ防止基本方針を受けまして、市内小中学校において学校ごとにいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に学校をあげて取り組んでいるところであります。各学校では、児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談などを通して、学校外のだいじめや悩みなども含めて聞き取りを行っており、必要に応じて関係機関などとの連携を図りながら、問題の解消に向けた対応にあたっているところでございます。

本人や保護者からの情報の他に、地域の方々や関係団体などから、学校外でのいじめに関する連絡を受けた場合につきましても、関係者との連携のもと、適切な対応が行えるよう努めているところでございます。

教育委員会としまして、「いじめ問題対策委員会」を設置し、弁護士や社会福祉士、臨床心理士等の専門的な立場からのご助言をいただき、いじめ防止の施策に生かすとともに、弁護士を講師に招いた教職員全員研修会を開催するなど、教職員の指導力の向上に努めているところであります。

最後に、5点目の「教員が授業に集中できる環境づくりのために、専門家を積極的に学校に取り入れることを検討し、まずは統合される学校をモデル校として導入してみてもどうか」についてでございますが、現在、市内の学校に配置されている専門家は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、看護師、部活動指導員、ICT支援員等でございます。

教育委員会としましては、市全体の児童生徒の実態および各学校からの要望を受けまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家に加えまして、児童生徒の活動を支援する教育支援員を配置しているところでございます。議員仰せの作業療法士や理学療法士の配置につきましては、各学校等からの要望もございませんので、現在のところ、考えておりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

学校からにおける児童生徒の生活面での不安や悩みについて、実際の現場の状況や課題を把握するために教育委員会として定期的に学校を訪問し、聞き取りを行っているか、また教育委員会で情報共有できているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。学校では、児童生徒の生活面での不安や悩みについて把握することに努めております。その手段としまして、日常の行動観察の他、アンケート調査や教育相談を行い、状況把握や課題の把握に努めているところでございます。

市教育委員会としましては、学校と連携を密にしながら現場の状況や課題を把握するように努めているところでございます。

また、その情報共有につきましては、個人情報の取り扱いには十分留意したうえで、状況に応じて教育委員会内での共有に努めたり、緊急性、その必要性に応じて関係機関とも連携したりしている状況でございます。

学校への訪問につきましては、学ぶ力向上、生徒指導、特別支援、個に応じた指導、学校図書館活用、人事など様々な目的で、その都度行っているところでございます。

以上でございます。

(再質問)

教育支援センター「スマイル」の送迎について

教育指導部長答弁

(答) お答えします。スマイルに通っておられるお子さんも含めまして、学校では、すべての児童生徒が心身ともに健やかに成長できるように努めております。児童生徒が落ち着ける居場所づくり、すべての児童生徒が活躍できるような場面をつくる等、それぞれの実情に応じた未然

防止を行っています。しかし、議員仰せのとおり、不登校児童生徒は全国的に増加しており、本市においても喫緊の課題であると考えております。また、不登校の原因ですけれど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言や関係機関と連携しながら児童生徒の支援や保護者の支援を行っているところでございます。

不登校児童生徒の支援の在り方については、令和元年10月文部科学省より通知があり、不登校児童生徒の支援については「学校へ登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があることや、個々の状況に応じた適切な支援を行うことなどを基本方針としているわけでございます。教育支援センター「スマイル」につきましてもそのような目的で運営しているところでございまして、できるだけことはしていきたいと思っております。

以上でございます。

(再質問)

飛騨市の取組を参考に、作業療法士を積極的に学校へ取り入れてはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。各学校におきましては、保健主事や養護教諭が中心となり、年間を通じて計画的に安全教育や健康教育などの学校保健に関する教育活動を行っております。

現時点におきましては、作業療法士等に授業を担当していただく計画はございませんが、今後、全国的な動向を注視し、専門家による教育活動につきまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

森協議員

(質問番号 1) 市場任せの米政策を転換し、生産増と消費価格安定の農政へ

4 ①市学校給食、こども園保育施設給食、市民病院、介護施設、こども食堂等での高島産米食材は確保できているか。9月以降はどうか。

②高島産米を消費者も生産者も誇りに出来る政策展開を農政の柱にされていくか。

農林水産部長答弁

(答) 最後に4点目の「市学校給食、こども園保育施設給食、市民病院、介護施設、こども食堂等での高島産米食材は確保できているか。9月以降はどうか。」および「高島産米を消費者も生産者も誇りに出来る政策展開を農政の柱にされていくか、伺う。」であります。地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結びつける取り組みである地産地消は、消費者の「地場農産物」への愛着や安心感が強まり、消費拡大を通して農業を応援することにつながるとされており、今後の本市農産物の出口戦略においては、重要な要素になると考えております。

ご指摘の通り、これまでから地産地消を実践するため、お米を中心に学校給食等で市内産米の使用を推進していますが、昨年度の米騒動に起因する価格上昇によりまして、現時点では市内産米の入手が困難な状況が発生していると把握しております。

今後の政策展開についてであります。本市の農業政策においても現在における情勢等を考慮しながら、発展的に施策を形成していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

学校給食米ですが、現在、3300人の児童生徒分42トンについて、契約できているか。契約先と産地指定はどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。公益財団法人 滋賀県学校給食会と単価契約を締結し、滋賀県産米のコシヒカリを購入しています。

(再質問)

9月以降は新米の市場になるが、高島産米の入荷となるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。令和7年10月までは滋賀県産のコシヒカリですが、11月以降につきましては、高島産コシヒカリを提供していただけるように、滋賀県学校給食会と調整をすすめているところであります。

(再質問)

学校給食米は入札ではなく、生産者との随意契約に転換できないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。学校給食で使用する米につきましては、多くの米を一定の品質を確保し、安定的に提供する必要がありますので、生産者等との随意契約につきましては、今後の米の流通事情を踏まえまして、担当部局とも連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

【担当：農林水産部 農業政策課】

【担当：教育指導部 学校給食課】

森協議員

(質問番号 3) 小規模校で学ぶ児童生徒を軸に考える高島の教育を

- 1 35人学級編制の早期実現を県および国に要望しているか
- 2 教育支援員の配置を充実させる方向なのか
- 3 複式学級編制の現状や改善策、小規模校における特色を生かした取り組みはどうか
- 4 学校再編における総合的な教育力の検証はされたか
- 5 小中一貫教育の検証を新学校に生かせるのか

教育指導部長答弁

(答) 森協議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「35人学級編制の早期実現」についてでございますが、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、今年度から小学校の全学年において35人学級編制となったところであります。中学校におきましては、滋賀県の独自措置によりまして、市内中学校の全ての学年において、35人学級編制が実現しているところであります。

なお、国からは令和8年度から3年間かけて中学1年生から順次、35人学級編制が導入される方針が示されており、全ての学年で導入されるまでの期間は、県の独自措置を活用するなどし、中学校の全学年における35人学級編制の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「教育支援員の配置」についてでございますが、令和6年度に実施された滋賀県教育委員会による調査において、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の割合は約14%と示されており、本市においてもほぼ同等の割合となっております。児童生徒一人ひとりの実態に応じて、きめ細かな支援を行うために教育支援員の役割は重要であると考え、今年度は、27人の教育支援員を配置しております。今後も、特別な支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、学校からの要望も踏まえ、配置人数、配置校を検討し、効果的な教育支援員の

配置を進めてまいります。

次に、3点目の「複式学級編制の現状や改善策、小規模校における特色を生かした取り組み」についてでございますが、となり合う2つの学年の児童生徒で編制する複式学級につきまして、国が定める基準に基づき、2つの学年の合計人数が、小学校では16人以下、小学1年生を含む場合は8人以下、中学校においては8人以下の場合、複式学級を編制することになります。

今年度、市内小学校の3校において、合計6学級の複式学級を編制せざるを得ない状況でありましたが、県の加配措置や校内人事の工夫によりまして、市内の複式学級は3学級となっております。複式の3学級につきましては、国語や算数などの教科については、学年別での授業が行えるよう、市費負担の非常勤講師を配置して、教育環境の充実に努めているところでございます。

なお、令和8年度につきましても、小学校3校において、合計6学級が複式学級編制の対象となる見込みでありますことから、県への加配要望や市費負担の非常勤講師の配置など、引き続き、複式学級の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、「小規模校における特色を生かした取り組み」についてでございますが、小規模校、特に複式学級編制を行っている小学校におきまして、多人数でも効果が得られる音楽や体育などの実技教科や校外学習、社会見学等の体験活動の実施にあたっては、複数の学年あるいは他の小学校と合同で行うなど、集団の中でお互いに認め合い、協力し合いながら、学びを深めることができる環境づくりに努めているところであります。さらに、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの学びや成長につながる学校の特色を生かした小規模校ならではの教育活動の推進を図っているところでもございます。

次に、4点目の「学校再編における総合的な教育力の検証はされたか」についてでございますが、学校教育法施行規則におきまして、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地

域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定められており、全国的に地域の実情に応じた学校の統廃合が進められております。学校再編の効果としまして、「競い合いが生まれ、向上心が高まった」「社会性やコミュニケーション能力が高まった」「友人が増え、男女比の偏りがなくなった」「多彩な学習形態が可能となった」などが報告されているところでもあります。本市におきましても、多人数の児童集団の中で学校生活を送ることにより、学習活動等において多様な選択が可能となり、切磋琢磨する機会が増えるなど、集団教育のよさを生かせる環境を整えることができたことは大きな成果であります。また、教職員数が増えることにより、指導体制が充実するとともに、多様な教育活動が可能となり、学校全体の教育力の向上につながっているものと考えております。

最後に、5点目の「小中一貫教育の検証を新学校に生かせるのか」についてでございますが、本市では、全ての中学校区におきまして、学区独自の小中一貫教育を推進し、9年間の学びの連続性を大切にしながら、知・徳・体の育成を図っております。

マキノの新小学校におきましても、これまでの中学校区における小中一貫教育の取り組みを継承しながら、既に小中が隣接する中で、小中一貫教育を推進してきました高島学園の実践を参考にしながら、さらなる小中一貫教育の充実を図ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

小学校では小規模校の良さを考えた議論はされているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えします。小規模校の良さもございますし、本市では、国および県の学級編制基準に準じた学級編制を行っております。市内の小学校では30人を超える学級もいくつかございますが、学校規模に伴いま

して、少人数の学級が多くなりますのが本市の特徴であり、各小学校におきましては、児童数に配慮した学習形態を工夫し、効果的な教育活動を展開しているものと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】